

別表 2

災害想定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1	建物構造の被害を一部確認。柱：1階ピロティの柱にひびが入り小被害あり。床：現状使用を継続する上での問題なし。	負傷者を出さない。建物外への避難必要性を判断する。
	2	外壁・窓ガラスの一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	3	1階ロビー天井が落下する。照明器具も落下し破損。ガラス片が飛散し危険な状態となっている。	散乱物による負傷者を出さない。
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4	エレベーター最寄階到着後に停止。使用不可。閉じ込め事故が2件計4名発生した。	閉じ込め者を全員救出する。
	5	空調・換気設備の配管が折損する。停電も重なり使用不能になる。	冬場の場合、エアコンの復旧を出来るだけ早く行う。ストーブの準備をする。
3. 避難施設等被害	6	屋外の避難階段が破損し、昇降できなくなっている。	別ルート、別方法による避難を行う。
	7	壁掛けの絵画が外れ、避難通路にガラスが飛散する。	負傷者を出さない。安全な避難経路を確保する。
4. 消防用設備等	8	障害物放置により、防火戸が閉まらない。	煙による窒息被害を防止する。
	9	屋内消火栓の配管が破損し、使用できない。	漏水被害を拡大させない。 火災等の被害を拡大させない。
	10	故障信号・警報信号の輻輳等が生じる。	職員による情報収集を行う。
5. 収容物等被害	11	室内のキャビネット・什器類が転倒、棚上の物品が落下する。	転倒、落下物による負傷者を出さない。
	12	壁掛けの時計、額縁の落下により、避難経路にガラス片等が飛散する。	ガラス片等による負傷者を出さない。
6. ライフライン等被害	13	断線等により、停電が発生する。	負傷者を出さない。パニックを起こさせない。
	14	断水が発生し、トイレ用の水が出ない。	代替手段として、仮設トイレを使用できるようにする。
	15	電話線が断線し、消防署への連絡や学内の内線電話が利用できない。	火災等の被害を最小限にとどめる。
7. 派生的に生じる被害	16	引火性の高い危険物が入った収容容器が落下、破損し衝撃で火災が発生する。	火災等の被害を拡大させない。
8. 人的被害	17	建物から避難する際に、出口に殺到して負傷する恐れがある。	負傷者の応急手当を行う。

災害想定に基づく消防計画（予防的対策事項と応急的対策事項）

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1	被害状況にあわせて避難する。	建物外への避難方針を事前に検討し、周知する。
	2	職員等や外部者を建物周囲へ近づけない。	庇の設置検討。立入り禁止措置範囲の事前把握。
	3	散乱周囲を立ち入り禁止にする。	天井・照明器具等の固定。立入り禁止措置範囲の事前把握。
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4	非常用インターホンにより負傷有無の確認と状況説明を行う。 消防隊・エレベーター会社への連絡。	エレベーター会社と非常時の復旧・救出フローの確認。 (誰がどのように行うか)
	5	配管工の手配と修理を行う。	設計・施工業者に配管の耐震性を確認。
3. 避難施設等被害	6	通行止めとし、使用禁止とする。代替の避難経路を使用する。	障害物の移動撤去など定期点検を実施する。
	7	避難障害を解消し、避難経路を確保する。代替の避難経路を使用する。	固定を強化する。
4. 消防用設備等	8	誘導員の配置により、立ち入り禁止措置を執る。	防火戸付近にものを置かない。
	9	火災が発生していないことを確認し、制御弁を閉止する。 火災発生時には、消火器等により消火する。	定期点検を適正に実施する。
	10	ホワイトボード等に状況を記載する。正確な情報を迅速に発表する。	情報収集に努め、正確な情報を迅速に発表する。想定訓練を実施する。
5. 収容物等被害	11	負傷者の有無を確認する。負傷者には、救出活動にあたる。	キャビネット、什器類の固定をし、転倒しても、出入り口を塞がないようにする。
	12	負傷者の有無を確認する。負傷者には、救出活動にあたる。	壁掛けの時計、額縁等の固定を強化する。
6. ライフライン等被害	13	無線機等により状況を伝達する。安全な避難経路を連絡する。 懐中電灯等、非常用ライトを利用する。	無線機等で連絡する事項及び連絡する情報の対象を確認し、関係者に通知する。
	14	簡易トイレを設置する。	簡易トイレを備蓄する。
	15	公設消防が到着するまで、自衛消防組織が主体的に活動する。 学内の連絡は、無線機を使用する。	自衛消防隊の役割及び活動事項を事前に検討し、訓練を実施する。
7. 派生的に生じる被害	16	初期消火を行い、鎮火させる。	転倒防止策を検討し、対策を実施する。火災発生時の消火等の対処方法を検討し、訓練を実施する。
8. 人的被害	17	救護班による応急手当を行ったり、救護所を確保し、搬送する。	複数の救護所を事前に決め、応急備品を備えておく。